

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 元
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 元
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二〇
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二〇
 - 道路の区域を変更する件二件 二二
 - 道路の供用を開始する件二件 二二
- 公 告**
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三

告 示

福 島 県 告 示 第 二 十 四 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
クオール薬局福島店	福島市荒井北三一二一三六	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四一三一ー城山トラストタワー三七階	平成二九年一月一日	居宅療養管理指導
クオール薬局南沢又店	同 市南沢又字松北町二一四一五	同	同	同 日	同
クオール薬局せのうえ店	同 市瀬上町字寺前一一一二	同	同	同 日	同
デイサービスセンター絆一号館	同 市町庭坂字小道二六一七	株式会社介護支援センターふじの里	福島市在庭坂字檀ノ前九一一	平成二八年九月一日	通所介護

（社会福祉課）

福 島 県 告 示 第 二 十 五 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
医療福祉訪問介護センター白河	白河市大手町一二一一 白河駅	白河市新蔵町三三一	株式会社医療福祉	栃木県那須塩原市前弥六三七

事業所	前田部井ビル二	事業所の主たる	伊達市保原町字 泉町九一	法人北信 福祉会	福島市南矢野目 字オノ後六一二
ニューワーク情 報サービス有限 会社ヘルパス テーションハッ ピー福島	須賀川市南上町 一三一―一五	須賀川市陣場町 四一	伊達市保原町 字オノ後六一二	ニュー ワーク情 報サービ ス有限会 社	須賀川市栄町三 七〇
ハッピー愛ラン ドケアブランセ ンターはるか	伊達市保原町 六一―一	伊達市保原町 字オノ後六一二	伊達市保原町 字オノ後六一二	社会福祉 法人北信 福祉会	福島市南矢野目 字オノ後六一二

(社会福祉課)

福島県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の所在地	廃止年月日	サービスの種類
サンブラス調剤薬局	須賀川市南町九三	有限会社サンブラス	須賀川市南町九三	平成二九年一〇月三二日	居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年一月十六日から同年五月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）シテイ株式会社様貸店舗新築工事 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番三、五番四
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 シテイ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 須藤 淳一
住所 福島県福島市天神町一三番一七号AIRWAYビル
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年七月二十七日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百六十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 六十台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 六十台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 九十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十一・四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時
- 七 届出年月日
平成二十九年十二月二十八日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 敷地の幅員 (メートル)	変更後の 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本松金屋線	本宮市糠沢字赤木二〇三番一地从先から	五・六)	七・〇	四〇・〇
	同 市糠沢字赤木三五五番二地先まで	三二・〇)	三七・〇	四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 敷地の幅員 (メートル)	変更後の 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道あぶくま洞都路	田代六四番地先から 同 市常葉町堀田字上田代一四番地先まで	平成三〇年一月一八日

(道路計画課)

福島県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道二本松金屋線	本宮市糠沢字赤木二〇三番一地从先から 同 市糠沢字赤木三五五番二地先まで	平成三〇年一月一六日

(道路計画課)

福島県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道あぶくま洞都路	田代六四番地先から 同 市常葉町堀田字上田代一四番地先まで	平成三〇年一月一八日

(道路計画課)

公 告

公告第九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十九年四月から同年六月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

平成29年4月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	鈴木博徳	牛糞堆肥	0.6	0.8	0.9	26	
堆肥	鈴木金一	牛糞堆肥	0.6	0.9	0.3	19	

平成29年5月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	株式会社フエリ スラテ	フエリスラテ 堆肥	0.4	0.4	0.4	34	
堆肥	土屋福一	モーちゃん堆肥	1.3	2.6	2.5	13	

平成29年6月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	大玉村	豚糞・牛糞堆肥	1.1	1.4	1.4	19	
堆肥	福島県立福島明成高等学校	福島明成高校良質堆肥	0.7	0.8	1.6	18	
堆肥	一般社団法人本宮堆肥生産組合	しらさわ有機肥料	0.8	1.0	1.8	18	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比
(農業総合センター)

公告第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

南相馬土地改良区

退任した役員

氏名 住所

理事 古川 信 相馬郡飯館村飯樋字町一七〇番地

就任した役員

氏名 住所

理事 高橋 章 相馬郡飯館村飯樋字西原三三三番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項に

において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。
平成三十年一月十六日

北谷地一八	南相馬市原町区上渋佐字	老人保健施設ヨッシーランド	変更前
坂一〇一	南相馬市原町区石神字赤	介護老人保健施設ヨッシーランド	変更後
			変更年月日 平成二九年十二月一日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博